

指令エ第 29号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 島根県出雲市白枝町 1185 番地 1

氏 名 ワルツ商事有限会社

代表取締役 日 下 眞 二

令和5年3月14日 付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可する。

令和5年3月15日

雲南市・飯南町事務組合 管理者 石 飛 厚 志



許可の区分	一般廃棄物収集運搬業
許可期限	令和5年4月1日～令和7年3月31日
営業区域	雲南市・飯南町
その他 必要な事項	裏面の許可条件を厳守のこと。

令和5年3月15日付け指令エ第29号の一般廃棄物収集・運搬業の許可にあたり下記の条件を厳守すること。

## 記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例、その他関係諸法を厳守し、誠実に一般廃棄物収集運搬業に専念すること。

特に次のことを厳守すること。

- ① 運搬に当たっては廃棄物が飛散しないよう処置を講ずること。
- ② 一般廃棄物の積み替え及び保管を行う場合は、生活環境の保全上支障を生ずる恐れのないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 許可業務を他人に委託しないこと。
- ④ 営業区域以外のごみは絶対に搬入しないこと。
- ⑤ 雲南市のうち大東町、加茂町、木次町、三刀屋町から発生した一般廃棄物は、雲南エネルギーセンター又はリサイクルプラザへ。雲南市のうち吉田町、掛合町並びに飯石郡飯南町から発生した一般廃棄物はいいしクリーンセンターへ搬入のこと。
- ⑥ 搬入に当たる廃棄物取扱自動車は、見やすいところに許可（許可証の写し）の標示をすること。

2. 雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理計画に従い、適正な収集運搬を行うこと。

3. 法律又は規則に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を行うことができる。

4. 許可証は、事務所又は事業所に掲示する。また、許可期限が終了したときは直ちに返却すること。